

奈良県知事 荒井 正吾

平成29年4月17日付け奈公第28号で申請のあった名勝奈良公園の現状変更（庭園整備及び建物建築）を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により下記の条件を付して許可します。

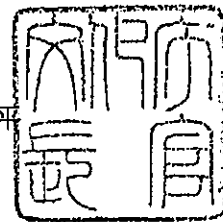
ただし、実施に当たっては、奈良県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

平成29年6月16日

文化庁長官 宮田 亮 平



記

- 1 当該敷地については、宿泊施設及び飲食施設を含め、所有者である奈良県が一体的に適切な管理を行うこと。
- 2 掘削を伴う工事に際しては、奈良県教育委員会職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。
- 3 上記の結果、重要な遺構などが検出された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- 4 現状変更の実施経過について、継続的に文化審議会文化財分科会第三専門調査会名勝委員会に報告し、指導を受けること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成25年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。